

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 8 月 25 日 (火曜日)

定期 第 134 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三六三円 (消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ		
○告示		神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程 (企業・総務室)	484
災害救助法施行細則による救助の程度等の一部改正 (くらし安全防災・災害対策課)	483	○公告	
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	483	都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	484
○訓令		開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	484
神奈川県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (県土整備・営繕計画課)	483	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	484
○企業管理規程		○入札公告	
		一般競争入札の実施 (教委・横浜明朋高等学校)	485

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第342号

災害救助法施行細則による救助の程度等 (昭和40年神奈川県告示第561号) の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 2 の(1)のアの(7)中「2 万 3, 500 円」を「2 万 4, 100 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(イ)中「1 万 7, 800 円」を「1 万 8, 300 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(ウ)中「1 万 7, 100 円」を「1 万 7, 600 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(エ)中「1 万 8, 100 円」を「1 万 8, 500 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(オ)中「1 万 4, 100 円」を「1 万 4, 400 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(カ)中「1 万 6, 200 円」を「1 万 6, 600 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(キ)中「1 万 5, 900 円」を「1 万 6, 400 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(ク)中「1 万 5, 200 円」を「1 万 5, 600 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(ケ)中「1 万 5, 500 円」を「1 万 6, 100 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(コ)中「2 万 5, 300 円」を「2 万 5, 600 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(サ)中「2 万 6, 600 円」を「2 万 6, 900 円」に改める。
- 2 の(1)のアの(シ)中「2 万 7, 100 円」を「2 万 7, 500 円」に改める。

神奈川県告示第343号

救急病院等の認定 (平成元年神奈川県告示第580号) の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表秦野赤十字病院の項を削り、同表に次のように加える。

秦野赤十字病院	秦野市立野台 1-1	令和 2 年 8 月 22 日から 令和 5 年 8 月 21 日まで
---------	------------	--

訓 令

神奈川県訓令第20号

庁 中 一 般

出先機関一般

神奈川県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 8 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

神奈川県自家用電気工作物保安規程 (平成 8 年神奈川県訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 神奈川県本庁庁舎等自家用電気工作物保安規程 (平成 17 年神奈川県訓令第 5 号) が適用される県庁本庁舎その他の庁舎第 2 条第 6 号中「(建設中のものを除く。)」を削る。

第 10 条第 1 項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同項後段を削り、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 兼務技術者は、代務者を兼ねることができる。

第 1 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「第 10 条第 2 項」を「第 10 条第 3 項」に、

所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
主任技術者免状の種類及び番号	第 種 番 号

を

所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
---------------	--

に

この公報は再生紙を使用しています

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (045) 2101111

印刷
横浜市鶴見区矢向三ー一五ー二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (045) 5711350 八

改める。

第 2 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
第 3 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、

主管課担当者職・氏名	
担当者職・氏名	

を

主管課担当者職・氏名	
工事担当者職・氏名	

に

改める。

第 4 号様式から第 7 号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

企 業 管 理 規 程

神奈川県企業管理規程第19号

神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 8 月 25 日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 長 谷 川 幹 男

神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程

神奈川県企業庁職員服務規程（昭和38年神奈川県企業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(夏季休暇の特例)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

5 令和 2 年度における別表第 2 の 8 の項の規定の適用については、同項中「10月15日まで」とあるのは、「10月31日まで」とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

公 告

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により小田原市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 2 年 8 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

小田原都市計画下水道小田原公共下水道

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事

の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 8 月 25 日

神奈川県平塚土木事務所長 相 原 久 彦

1

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市東大竹字下谷戸1, 393の一部
開発区域の面積	308. 23平方メートル
開発許可を受けた者の住所	伊勢原市東大竹 2 - 8 の12 ポートボナール321
開発許可を受けた者の氏名	石田 美帆 石田 龍生児
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和 2 年 5 月 22 日 神奈川県指令平土第610011号 (令和 2 年 8 月 4 日 神奈川県指令平土第610028号)

2

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市下平間字中60の 1 及び60の 2 の一部
開発区域の面積	962. 68平方メートル
開発許可を受けた者の住所	平塚市錦町 2 の16
開発許可を受けた者の氏名	株式会社マッケンジーハウス 代表取締役 鳥居 大祐
開発許可年月日及び許可番号	令和元年11月 8 日 神奈川県指令平土第610054号

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 8 月 25 日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市浜田町4, 215の 8 ほか54筆及び4, 218の 6 ほか4筆の各一部
開発区域の面積	2, 345. 05平方メートル
開発許可を受けた者の住所	大和市中央 3 - 4 の28
開発許可を受けた者の氏名	株式会社グリーンハウジング 代表取締役 松下 恒平
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 3 月 23 日 神奈川県指令厚土東第610112号

2

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市中河内字中道1, 149の 1 の一部
開発区域の面積	244. 12平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市中河内1, 149

開発許可を受けた者の氏名	尾上 紘一
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和元年10月31日 神奈川県指令厚土東第610073号 (令和2年4月21日 神奈川県指令厚土東第610004号)
3	
開発区域に含まれる地域の名称	海老名市門沢橋2-650の1ほか8筆
開発区域の面積	924.73平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市西区楠町27の9
開発許可を受けた者の氏名	株式会社テイクトラスト 代表取締役 大竹 裕介
開発許可年月日及び許可番号	令和2年4月20日 神奈川県指令厚土東第610003号

入 札 公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札により自動販売機設置場所の貸付けを行います。

令和2年8月25日

神奈川県立横浜明朋高等学校長 加 藤 和 浩

1 入札内容

(1) 件名

神奈川県立横浜明朋高等学校における自動販売機設置場所の貸付け

(2) 貸付期間

令和2年10月1日から令和5年3月31日まで

(3) 物件内容

施設名称 神奈川県立横浜明朋高等学校

所在地 横浜市港南区港南台9-18の1

設置場所 西棟2階物理準備室前

種類 食品

貸付面積 3.0平方メートル

設置台数 1台

2 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者
- (3) 県税を完納していない者
- (4) 県内に事業所を有しない者
- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者

3 入札及び開札の日時及び場所

日 時	場 所
令和2年9月15日(火) 午後2時	横浜市港南区港南台9-18の1 神奈川県立横浜明朋高等学校西棟1階 応接室

4 入札説明書の配布の日時及び場所

(1) 配布の日時

令和2年8月25日(火)から9月1日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 配布の場所

横浜市港南区港南台9-18の1 神奈川県立横浜明朋高等学校事務室

5 入札保証金

免除

6 入札の無効

入札に参加することができない者が行った入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とします。

7 その他

詳細は、入札説明書によります。

8 問合せ先

横浜市港南区港南台9-18の1 神奈川県立横浜明朋高等学校事務室 電話 (045) 836-1686